

令和6年度 市民税 県民税 申告についてのご案内

■申告が必要な人

1. 令和6年1月1日現在米子市に住所があり、昨年中に所得があった人。
 2. 給与所得者は、一般的には申告をする必要はありませんが、次のような人は申告しなければなりません。
 - (1)給与所得の他に「不動産・配当・原稿料・外交員報酬・土地家屋の譲渡」など給与以外の所得及び恩給・年金などがある人。
 - (2)給与所得でも、日給等で働いており、勤め先から給与支払報告書の提出がない人。
 - (3)「雑損控除・医療費控除」を受けようとする人。
 - (4)給与所得のみで昨年中に中途退職し、令和6年1月1日現在、他に就職していない人。
- (注)①所得税では、年末調整済みの給与以外の給与収入及び給与以外の所得の合計が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、市・県民税ではこの場合も申告が必要です。
②2の(1)～(4)に該当する場合でも所得税の確定申告をされる人は、重ねてこの市・県民税の申告をされる必要はありません。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、福祉年金、幼稚園就園奨励費、各福祉施設の入所等の対象となる人は、申告をしないと不利な取り扱いを受けることもありますので、収入金額の多少にかかわらず申告をしてください。

■申告相談時に必要なもの

1. 昨年1月1日から12月31日までの、収入及び必要経費などの明細のわかる帳簿や領収書又は明細書など。
 2. 給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票。
 3. 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、小規模企業共済等掛金などの領収書、明細書、(控除)証明書など。
 4. 雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除を受けようとする人はその領収書、証明書、医療費控除の明細書、医療費通知など(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
 5. 配偶者特別控除を受けようとする人は配偶者の所得のわかるもの(源泉徴収票など)。
 6. その他申告に必要なもの(個人年金や生命保険の満期保険金等の支払明細書、身体障害者手帳など)。
 7. マイナンバーに係る、①、②、③のいずれか
 - ①マイナンバーカード
 - ②通知カード(記載内容が現況と一致している場合に限る)と身元確認書類(※)
 - ③マイナンバーが記載された住民票の写し等と身元確認書類(※)
- (※)本人の身元確認書類の例
運転免許証、健康保険証、パスポート(旅券)、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、国民年金手帳など

■申告相談場所について

申告相談場所及び期間は次のとおりです。

- 令和6年2月16日(金)から3月15日(金)まで(土・日・祝を除く)
米子コンベンションセンター(ビッグシップ)2階国際会議室 [受付時間…午前9時から午後4時]
- 上記の期間以外は市役所市民税課(本庁2階)にお問い合わせください。

■申告書の郵送について

郵送の際には源泉徴収票、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、生命保険料や地震保険料の支払証明書などを同封してください。

マイナンバーに係る、①、②、③のいずれかの写し。

- ① マイナンバーカード(表裏両面の写し)
- ② 通知カード(記載内容が現況と一致している場合に限る)と身元確認書類(※)
- ③ マイナンバーが記載された住民票の写し等と身元確認書類(※)

控えが必要な場合はご自身でコピーして保管してください。(受付印が必要な方は後日郵送いたしますので、その旨ご連絡ください。)なお、同封する各種証明書等は申告書に貼らないでください。(糊付け等はしないでください。)

市役所市民税課 市民税担当にご送付ください。

市民税・県民税の申告期限は3月15日です。

申告書の記入例

左面

令和6年度 市民税・県民税申告書

米子市長 様	現住所	米子市加茂町1丁目1番地
提出年月日 令和 年 月 日	1月1日現在の住所	米子市中町20番地

フリガナ **ヨナゴ イチロウ** 生年月日 **昭和 30年 9月 1日** 世帯主氏名(続柄) **米子 一郎 (本人)**

氏名 **米子 一郎** 職業または勤務先 **自営業** 電話番号 **0859 (23) 5114**

個人番号 **0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1**

受付 (代理人氏名) _____ (本人との続柄) _____

受付

(代理人氏名)

(本人との続柄)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑫ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
⑬ 医療費控除	支払った医療費等	医療費控除額	
⑭ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
⑯ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
⑰ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
⑱ 障害者控除	氏名	障害の程度	身体 2級
⑳ 配偶者控除	配偶者の氏名	生年月日	昭和 29. 1. 30
㉑ 扶養控除	氏名	生年月日	昭和 6. 4. 9
㉒ 16歳未満の扶養親族	氏名	生年月日	平成 21. 10. 16

収入金額等	1 事業等ア	4,700,230	1
	2 業イ		2
	3 不動産ウ	720,000	5
	4 配当エ		7
	5 給与オ		8
	6 公的年金等カ	1,885,600	10
	7 雑業キ		60
	8 その他ク	480,000	61
	9 短期ケ		12
	10 長期(1/2前)コ		13
	11 一時(1/2前)サ	100,000	14
	12 事業等①	1,000,000	6
	13 業②		17
	14 不動産③	600,000	20
15 利子④		21	
16 配当⑤		22	
17 給与⑥		23	
18 公的年金等⑦	785,600	24	
19 雑業⑧		62	
20 その他⑨	60,000	63	
21 総合譲渡・一時⑩	50,000	26	
22 合計⑪	2,495,600	27	
23 雑損控除⑫		30	
24 医療費控除⑬	110,380	31	
25 社会保険料控除⑭	439,600	32	
26 小規模企業共済等掛金控除⑮		33	
27 生命保険料控除⑯	70,000	34	
28 地震保険料控除⑰	25,000	35	
29 寡婦、ひとり親控除⑱		18	
30 勤労学生・障害者控除⑳	530,000	20	
31 配偶者控除㉑	330,000	22	
32 配偶者特別控除㉒		23	
33 扶養控除㉓	1,230,000	40	
34 基礎控除㉔	430,000	42	
35 合計㉕	3,164,980	43	

宛名番号	本人該当	専従者控除額
46 専従者	他	51
47 青配	他	53
48 50 52 71 72 74 76 78 77 80		
49 81 83 84 81 89 85 86 87		
配控	扶養非障害	有老
79 80 82 83 84 81 89 85 86 87		

別居の扶養親族等がある場合には、右面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

個人番号欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

6ページ参照

7ページ参照

16歳未満の扶養親族はここに記入してください

3ページ参照

(収入金額ー必要経費ー特別控除)で計算した金額を記入してください。

6ページ参照

7ページ参照

5 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等					
合 計					
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

3ページ参照

6 給与・公的年金等に係る所得以外

(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

7 事業(営業等、農業)・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告 特別控除額
営業	米子市加茂町1-1	4,700,230	3,700,230	
不動産	米子市加茂町1-1	720,000	120,000	

3ページ参照

農業 分離肉用牛	15	円	肉用牛に関する免税所得	18	円
----------	----	---	-------------	----	---

本年分で差し引く繰越損失額	28	円
---------------	----	---

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費

3ページ参照

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	収入金額		必要経費	所得金額 (A-B)
	A	B		
個人年金(米子生命株)	480,000		420,000	60,000
合 計				60,000

3ページ参照

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)	
							イ	ロ
一時			2,150,000	1,550,000	600,000	500,000	ハ	100,000
合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]							ニ	50,000

3ページ参照

右のイの金額を左側のケに、ロの金額を左側のコに、ハの金額を左側のサへ記入してください。右のニの金額を左側のの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏 名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除)額
米子 宏子	子	昭和63.11.28	500,000
個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	931	従事月数 12
個人番号		932	従事月数
個人番号		933	従事月数
所得税における青色申告承認の有無			合計額 500,000

3ページ参照

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額に関する事項

配当割額控除額	90	円
株式等譲渡所得割額控除額	97	円

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特別控除対象)	98	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特別控除対象以外)	99	円
条例指定分	都道府県	100
	市区町村	101

8ページ参照

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	住 所
米子 剛	鳥取市尚徳町116番地
個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4
個人番号	
個人番号	

16 所得税に関する事項

寄附金控除	809	円
配当控除		
住宅借入金等特別控除		
政党等寄附金等特別控除	810	円
災害減免額		
外国税額控除		
所得税及び復興特別所得税の額		

13 所得金額調整控除に関する事項

氏 名	続柄	生年月日	特別障害者に 該当する場合	住 所
			級	
個人番号				

5ページ参照

分離課税に係る所得のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」を合わせて提出してください。(必要な方はご連絡ください。)

◎この申告書に記載された事項のうち、事務処理に必要な事項は、電子計算組織に記録し処理します。

※5ページ①イ・ウに該当する場合、13欄を記入してください。
(扶養控除の対象者であれば省略できます)

所得について(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間)

種類	所得の計算方法・記入上の注意	申告書の記入欄		
		左 面		右 面
		収入金額	所得金額	
営業等所得 販売業・製造業・飲食業・サービス業・大工・左官・保険外交員・ホステスなど(農業・不動産業は除く)	A 収入金額…令和5年中に収入を得ることが確定した金額(売掛金・現物収入・雑収入を含む) B 必要経費…令和5年中に収入を得るために要した費用(商品原価・雇人費・事業用資産の地代・家賃・借入金利子・修繕費・減価償却費など)で生活費は含みません。 C 専従者控除…事業専従者(あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、令和5年中に6か月を超える期間、事業にもっぱら従事している人)1人につき、次の(ア)(イ)のいずれか少ない方の金額を必要経費とすることができます。 (ア)…500,000円(配偶者の場合は860,000円) (イ)…(事業に係る所得の金額)÷(事業専従者の数+1) 注意 * 事業専従者とされた人は、扶養控除や配偶者控除の対象となりません。 * 専従者控除を受ける場合→申告書右面11の欄に必要事項を記入してください。 A-B-Cで所得金額を計算します。	1のア	2の①	7、11
農業所得 農産物の生産・果樹の栽培・家畜の飼育など	A 収入金額…令和5年中に収入を得ることが確定した金額(家事消費分含む) B 必要経費…令和5年中に収入を得るために要した費用(種苗代・農薬費など) C 専従者控除…営業等所得の項を参照 A-B-Cで所得金額を計算します。	1のイ	2の②	7、11
不動産所得 地代・家賃など	A 収入金額…令和5年中に収入を得ることが確定した金額(未収家賃などを含む) B 必要経費…令和5年中に収入を得るために要した費用(修繕費・損害保険料・減価償却費など) C 専従者控除…営業等所得の項を参照 A-B-Cで所得金額を計算します。	1のウ	2の③	7、11
利子所得 公社債や預貯金の利子など	源泉分離課税を選択したものと及び普通預金等の利子は申告の必要はありません。		2の④	
配当所得 株式または出資の配当金など	一定の上場株式等に係る配当は、源泉徴収(住民税5%が特別徴収)されているため申告の必要はありません。 * 上記以外の配当は申告が必要です。 申告する場合は、申告書右面8にも必要事項を記入してください。 なお、上場株式等の配当で住民税5%の税率適用を受ける場合は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」での申告が必要となります。	1のエ	2の⑤	8
給与所得 給与または専従者給与	収入金額…令和5年中に収入を得ることが確定した金額(手取額ではなく、所得税や社会保険料などが控除される前の金額) 給与所得金額…4ページの「給与所得の計算について」を参考に算出してください。 申告時の注意 * 源泉徴収票または支払明細書を持参(郵送)してください。 * 申告書右面5の欄に収入金額と勤務先を記入してください。	1のオ	2の⑥	5
雑所得 ① 公的年金等(国民年金・厚生年金・各種の共済年金恩給)など(一時恩給等を除く)	収入金額…収入金額は所得税や社会保険料などの引き去り前の金額 所得金額…4ページの「公的年金等の雑所得の計算について」を参考に算出してください。 申告時の注意 * 源泉徴収票を持参(郵送)してください。 * 遺族年金や心身の障害を原因として受ける年金などは、非課税所得となります。	1のカ	2の⑦	
② 業務に係るもの(原稿料・講演料など)	(収入金額)-(必要経費)で所得金額を計算します。 * 業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。	1のキ	2の⑧	9
③ 郵便年金・互助年金・生命保険契約に基づく年金等、他のいずれにも該当しない所得	(収入金額)-(必要経費)で所得金額を計算します。 * ①②以外の所得が該当になります。	1のク	2の⑨	9
総合課税の譲渡所得 車両・機械・船舶・ゴルフ会員権・書画骨董・貴金属などの資産の譲渡による所得	短期譲渡所得(資産所有期間が5年以下)…(収入金額)-(取得費+譲渡費用)-(特別控除) 長期譲渡所得(資産所有期間が5年超え)…(収入金額)-(取得費+譲渡費用)-(特別控除)×1/2で所得金額を計算します。 * 譲渡所得の特別控除の額は、その年の長期の譲渡益と短期の譲渡益の合計額に対して50万円です。ただし、(収入金額)-(取得費+譲渡費用)が50万円未満の場合は、その金額が上限となります。その年に短期と長期の譲渡益があるときは、先に短期の譲渡益から特別控除の50万円を差し引きます。 * 土地建物等の譲渡所得については、他の所得とは別に計算しますので、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。	(短期)1のケ (長期)1のコ	2の⑩	10
一時所得 生命保険契約等に基づく一時金など	(収入金額-必要経費-特別控除)×1/2で所得金額を計算します。 * 左面1のサの欄には、(収入金額-必要経費-特別控除)で計算した金額を記入してください。 * 特別控除額は50万円です。ただし、(収入金額-必要経費)が50万円未満の場合は、その金額が上限となります。	1のサ		

給与所得の計算について

※給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方の所得がある方は、所得金額調整控除があります。(5ページをご覧ください。)

[所得金額の計算]

◎通常は所得税の「簡易給与所得表」によって算出しますので計算の必要はありませんが、それが無い場合などは次のとおり計算します。

給与等の収入金額 (税込み)	(合計)	= A
	円	

○Aの金額が1,627,999円以下の人は次の表で計算します。

Aの金額	給与所得の金額
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	$A - 550,000$ 円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

○Aの金額が1,628,000円から6,599,999円の方は次の表で計算します。

$A \div 4$	(千円未満の端数切り捨て) = ,000円	= B
Bの金額	給与所得の金額	
407,000円～449,000円	$B \times 2.4 + 100,000$ 円	
450,000円～899,000円	$B \times 2.8 - 80,000$ 円	
900,000円～1,649,000円	$B \times 3.2 - 440,000$ 円	

○Aの金額が6,600,000円以上の人は次の表で計算します。

Aの金額	給与所得の金額
6,600,000円～8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円～	$A - 1,950,000$ 円

(1円未満切り捨て)

[計算例]

「給与等の収入金額」Aの金額が1,920,500円の場合

① $1,920,500 \div 4 = 480,125$ 円

② 480,125円の千円未満の端数を切り捨てる
→ 480,000円 …… Bの金額

③ $480,000 \times 2.8 - 80,000$ 円 = 1,264,000円

給与所得の金額は、1,264,000円になります。

公的年金等の雑所得の計算について

[所得金額の計算]

[計算例]

年齢が65歳以上の人で

「公的年金等の雑所得の収入金額」Aの金額が3,667,200円の場合

(公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が

1,000万円以下の場合)、

$3,667,200 \times 0.75 - 275,000$ 円 = 2,475,400円

「公的年金等の雑所得」の金額は2,475,400円になります。

公的年金等の雑所得の収入金額 (税込み)	(合計)	= A
	円	

○65歳未満の人(昭和34年1月2日以後に生まれた人)は次の表で計算します。

Aの金額 (公的年金等の収入金額)	公的年金等の雑所得		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
～1,299,999円	$A - 600,000$ 円 = 円	$A - 500,000$ 円 = 円	$A - 400,000$ 円 = 円
1,300,000円～4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円 = 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円 = 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円 = 円
4,100,000円～7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円 = 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円 = 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円 = 円
7,700,000円～9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円 = 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円 = 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円 = 円
10,000,000円～	$A - 1,955,000$ 円 = 円	$A - 1,855,000$ 円 = 円	$A - 1,755,000$ 円 = 円

(1円未満切り捨て)

○65歳以上の人(昭和34年1月1日以前に生まれた人)は次の表で計算します。

Aの金額 (公的年金等の収入金額)	公的年金等の雑所得		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
～3,299,999円	$A - 1,100,000$ 円 = 円	$A - 1,000,000$ 円 = 円	$A - 900,000$ 円 = 円
3,300,000円～4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円 = 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円 = 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円 = 円
4,100,000円～7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円 = 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円 = 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円 = 円
7,700,000円～9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円 = 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円 = 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円 = 円
10,000,000円～	$A - 1,955,000$ 円 = 円	$A - 1,855,000$ 円 = 円	$A - 1,755,000$ 円 = 円

(1円未満切り捨て)

所得金額調整控除

- ① 給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する人は、次の金額が給与所得金額から控除されます。
- ア. 本人が特別障害者に該当する場合
 - イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
 - ウ. 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。
 例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。その場合、申告書の「13 所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。

所得調整控除	
給与収入金額 (850万円以上)	D (1,000万円超の場合は1,000万円)
控除額 (E)	$(D - 8,500,000) \times 0.1$

所得金額調整控除前の給与所得 — E = 給与所得 (調整控除後)

[計算例]

給与収入8,950,000円(所得金額調整控除前の給与所得7,000,000円)の人で、本人が特別障害者である場合、上の表のDの金額が8,950,000円で、Eの控除額は、 $(8,950,000円 - 8,500,000円) \times 0.1 = 45,000円$ となり、所得金額調整控除後の給与所得金額は7,000,000円 - 45,000円 = 6,955,000円になります。

- ② 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方の所得がある人は、次の金額が給与所得金額から控除されます。

所得調整控除		
	給与所得	年金所得
所得金額 (上限10万円)	A	B
控除額 (C)	$(A + B) - 100,000$	

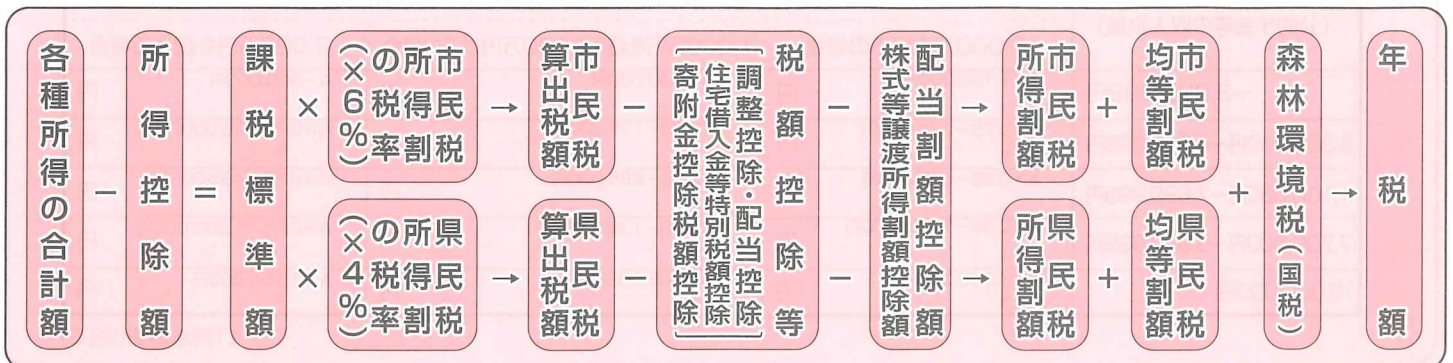
所得金額調整控除前の給与所得 — C = 給与所得 (調整控除後)

[計算例]

65歳未満の人で、給与収入600,000円(所得金額調整控除前の給与所得50,000円)、年金収入800,000円(年金所得200,000円)である場合、上の表のAの金額が50,000円、Bの金額が100,000円、控除額Cは、 $150,000 - 100,000 = 50,000円$ となり、所得金額調整控除後の給与所得金額は0円になります。よって、合計所得金額は、200,000円となります。

市民税および県民税の算出方法(分離課税分を除く)

※平成26年度から市民税・県民税で各500円ずつ加算していた復興特別税は令和5年度で終了します。令和6年度からは新たに森林環境税が課税されます。



所得から差し引かれる金額(所得控除額)について

種類	内容または記入上の注意	控除される額	申告書の記入欄																		
雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする親族で令和5年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の人が災害・盗難及び横領により住宅や家財に損害を受けた場合に記入してください。	(ア) (損失額－保険等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額×1/10) (イ) 災害関連支出の金額(保険等により補てんされる金額を除く)－5万円 (ア)と(イ)のどちらか多い方の金額	左面 ⑫																		
医療費控除	あなたが令和5年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合に記入してください。 *セルフメディケーション税制の適用を選択する場合、左面⑫「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。	(支払った医療費－保険等により補てんされる金額)－(10万円または総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額) (限度額200万円) *セルフメディケーション税制の適用を選択する場合、特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 (限度額8万8千円)	左面 ⑬																		
社会保険料控除	健康保険、介護保険、厚生年金保険、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療など、あなたが令和5年中に支払った社会保険料がある場合に記入してください。	支払った金額 * 介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料があなたの年金から引き去りされている場合は、あなたにのみ控除が適用されます。	左面 ⑭																		
小規模企業共済等掛金控除	あなたが令和5年中に支払った小規模企業共済法に規定される第1種共済契約の掛金または心身障害者扶養共済掛金がある場合に記入してください。	支払った金額	左面 ⑮																		
生命保険料控除	令和5年中に生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合に記入してください。次の(1)から(3)までによる各保険料控除の合計控除限度額は70,000円となります。 (1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の種類</th> <th>支払金額(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(イ) 介護医療保険料</td> <td>～12,000円</td> <td>→ 全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>→ (A)×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>→ (A)×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>→ 28,000円</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 一般生命保険料</td> <td colspan="2">介護医療保険料控除額の計算と同じです。</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 個人年金保険料</td> <td colspan="2">介護医療保険料控除額の計算と同じです。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(イ)+(ロ)+(ハ)の合計額の上限は、70,000円</p>	保険の種類	支払金額(A)	控除額	(イ) 介護医療保険料	～12,000円	→ 全額	12,001円～32,000円	→ (A)×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	→ (A)×1/4+14,000円	56,001円～	→ 28,000円	(ロ) 一般生命保険料	介護医療保険料控除額の計算と同じです。		(ハ) 個人年金保険料	介護医療保険料控除額の計算と同じです。		左面 ⑯
保険の種類	支払金額(A)	控除額																			
(イ) 介護医療保険料	～12,000円	→ 全額																			
	12,001円～32,000円	→ (A)×1/2+6,000円																			
	32,001円～56,000円	→ (A)×1/4+14,000円																			
	56,001円～	→ 28,000円																			
(ロ) 一般生命保険料	介護医療保険料控除額の計算と同じです。																				
(ハ) 個人年金保険料	介護医療保険料控除額の計算と同じです。																				
(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の種類</th> <th>支払金額(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(イ) 一般生命保険料</td> <td>～15,000円</td> <td>→ 全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>→ (A)×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>→ (A)×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円～</td> <td>→ 35,000円</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 個人年金保険料</td> <td colspan="2">一般生命保険料控除額の計算と同じです。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(イ)+(ロ)の合計額の上限は、70,000円</p>	保険の種類	支払金額(A)	控除額	(イ) 一般生命保険料	～15,000円	→ 全額	15,001円～40,000円	→ (A)×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	→ (A)×1/4+17,500円	70,001円～	→ 35,000円	(ロ) 個人年金保険料	一般生命保険料控除額の計算と同じです。						
保険の種類	支払金額(A)	控除額																			
(イ) 一般生命保険料	～15,000円	→ 全額																			
	15,001円～40,000円	→ (A)×1/2+7,500円																			
	40,001円～70,000円	→ (A)×1/4+17,500円																			
	70,001円～	→ 35,000円																			
(ロ) 個人年金保険料	一般生命保険料控除額の計算と同じです。																				
(3) (1)と(2)の両方の保険契約等がある場合 上記(1)及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(控除限度額28,000円)となります。 1. 新契約の支払保険料等につき、上記(1)の計算式により計算した金額 2. 旧契約の支払保険料等につき、上記(2)の計算式により計算した金額 *ただし、(2)の旧契約のみを申告して、生命保険料控除を適用することも可能です。																					
地震保険料控除	令和5年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が所有する家屋(常時その居住の用に供するもの)又は家財等生活資産などの地震保険契約に関する保険料のうち、あなたが支払った金額がある場合に記入してください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">地震保険契約に関する保険料の1/2 (控除限度額25,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○旧長期損害保険料による地震保険料控除(以下「旧長期損害保険料控除」という) 平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約(保険期間が10年以上で、満期返戻金を支払う特約のある契約)に基づく保険料については以下の金額が控除となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～5,000円</td> <td>→ 全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>→ (A)×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>→ 10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*ひとつの契約に地震保険料控除と旧長期損害保険料控除の両方が含まれる場合は、どちらかを選択となります。 なお、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除がある場合の合計の控除限度額(地震保険料控除額+旧長期損害保険料控除額)は25,000円となります。</p>	控除額		地震保険契約に関する保険料の1/2 (控除限度額25,000円)		支払金額(A)	控除額	～5,000円	→ 全額	5,001円～15,000円	→ (A)×1/2+2,500円	15,001円～	→ 10,000円	左面 ⑰						
控除額																					
地震保険契約に関する保険料の1/2 (控除限度額25,000円)																					
支払金額(A)	控除額																				
～5,000円	→ 全額																				
5,001円～15,000円	→ (A)×1/2+2,500円																				
15,001円～	→ 10,000円																				

所得から差し引かれる金額(所得控除額)について

種類	内容または記入上の注意	控除される額	申告書の記入欄																																									
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(令和5年中の総所得金額等の合計が48万円以下)を有している単身者(現に婚姻していない、配偶者の生死の明らかでない人)で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の場合に控除されます。 *ただし、生計を一にする子は、ほかの親等の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除きます。	30万円	左面 ⑱																																									
寡婦控除	夫と死別後婚姻していない人や夫が生死不明の人で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の場合、または離婚後婚姻していない人で、子以外の扶養親族を有し、かつ令和5年中の合計所得金額が500万円以下の場合に控除されます。	26万円	左面 ⑲																																									
勤労学生控除	あなたが学生、生徒で給与所得などの勤労による所得があり、令和5年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に控除されます。	26万円	左面 ⑳																																									
障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者、同一生計配偶者(合計所得金額が48万円以下)及び扶養親族(16歳未満の人を含む)で心身に障害のある人がいる場合に記入してください。以下の手帳を受けている人などが該当します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手帳の種類 区分</th> <th>身体障害者 手帳</th> <th>療育手帳</th> <th>精神障害者 保健福祉手帳</th> <th>戦傷病者 手帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者</td> <td>1・2級</td> <td>A</td> <td>1級</td> <td>特別申請から 第3頁まで</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>3級～6級</td> <td>B</td> <td>2・3級</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 昭和34年1月1日以前生まれの人が、令和5年12月31日時点で介護保険の要介護認定(要支援は除く)を受けている場合、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、障害者控除の対象となります。市役所長寿社会課で手続きしてください。 * その場合、左面「障害の程度」欄の()内に「要介護」と記入してください。</p>	手帳の種類 区分	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	戦傷病者 手帳	特別障害者	1・2級	A	1級	特別申請から 第3頁まで	障害者	3級～6級	B	2・3級	上記以外	特別障害者 同居特別 ... 53万円 障害者 特別障害者 ... 30万円 障害者 ... 26万円	左面 ㉑																										
手帳の種類 区分	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	戦傷病者 手帳																																								
特別障害者	1・2級	A	1級	特別申請から 第3頁まで																																								
障害者	3級～6級	B	2・3級	上記以外																																								
配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合に控除されます。 *ただし、令和5年中のあなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は該当しません。(生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の場合「同一生計配偶者」として扶養親族等の人数には含まれます。) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人※</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配偶者のうち、年齢が70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の場合に控除されます。</p>	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	老人※	38万円	26万円	13万円		左面 ㉒																													
あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																									
一般	33万円	22万円	11万円																																									
老人※	38万円	26万円	13万円																																									
配偶者特別控除	配偶者の令和5年中の合計所得金額に応じて控除されます。 *ただし、令和5年中のあなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は該当しません。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">配偶者の合計所得金額</td> <td>48万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>			あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		左面 ㉓
				あなたの合計所得金額																																								
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下																																								
配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																								
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																								
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																								
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																								
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																								
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																								
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																								
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																								
扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の人を扶養している場合に控除されます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般扶養親族</td> <td>昭和29年1月2日～平成13年1月1日まで及び平成17年1月2日～平成20年1月1日までに生まれた人</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>平成13年1月2日～平成17年1月1日までに生まれた人</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td> <td rowspan="2">昭和29年1月1日以前に生まれた人</td> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等以外</td> <td>38万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 同居老親等とは、老人扶養に該当する人のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつ同居を常況としている人をいいます。 * 親族とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。</p>	種類		控除額	一般扶養親族	昭和29年1月2日～平成13年1月1日まで及び平成17年1月2日～平成20年1月1日までに生まれた人	33万円	特定扶養親族	平成13年1月2日～平成17年1月1日までに生まれた人	45万円	老人扶養親族	昭和29年1月1日以前に生まれた人	同居老親等	45万円	同居老親等以外	38万円		左面 ㉔																										
種類		控除額																																										
一般扶養親族	昭和29年1月2日～平成13年1月1日まで及び平成17年1月2日～平成20年1月1日までに生まれた人	33万円																																										
特定扶養親族	平成13年1月2日～平成17年1月1日までに生まれた人	45万円																																										
老人扶養親族	昭和29年1月1日以前に生まれた人	同居老親等	45万円																																									
		同居老親等以外	38万円																																									
基礎控除	あなたの令和5年中の合計所得金額に応じて控除されます。 *ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合は該当しません。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>2,400万円以下</th> <th>2,400万円超 2,450万円以下</th> <th>2,450万円超 2,500万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除額</td> <td>43万円</td> <td>29万円</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	控除額	43万円	29万円	15万円		左面 ㉕																																	
あなたの合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下																																									
控除額	43万円	29万円	15万円																																									

税額控除等

◎調整控除

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用がありません。

- (1) 合計課税所得金額が200万円以下の方
 次の①と②のいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%)
 ①下表の人的控除額の差の合計額
 ②合計課税所得金額
- (2) 合計課税所得金額が200万円を超える方
 次の計算式で算出した金額(5万円を下回る場合には5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)
 下表の人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)

※合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	あなたの所得金額	900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下
障害者控除	普通 1万円	配偶者控除	一般 5万円
	特別 10万円		老人 10万円
	同居特別 22万円		特定 18万円
ひとり親控除	父 1万円	特別配偶者控除	48万円超50万円未満 5万円
	母 5万円		50万円以上55万円未満 3万円
寡婦控除	1万円	控除養	一般 5万円 老人 10万円
勤労学生控除	1万円	同居老親等	13万円

◎配当控除

課税所得金額種別	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市町村市民税	道府県民税	市町村市民税	道府県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎住宅借入金等特別税額控除

●対象者

平成26年から令和7年までに入居し、所得税の住宅ローン控除のうち、令和5年分の住宅ローン控除額(特定増改築に係る住宅借入金等を除く)から所得税額を控除した残額がある場合、令和6年度の市県民税において、その残額相当額が減額されます。

●控除額

- 次の1、2のいずれか少ない金額(市民税3/5・県民税2/5)
- 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
 - ①所得税の課税総所得金額等の5%(97,500円を上限)
 【平成26年4月から令和3年12月末までの入居者】
 ②所得税の課税総所得金額等の7%(136,500円を上限)
 ※消費税額等が5%でのご契約の場合は、上記①の額となります。
 ※一定期間にご契約の上、令和4年中に入居の場合は、上記②の額となります。

●手続き

年末調整や確定申告書での所得税における税額控除額で計算しますので、市への申告は不要です。

◎配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	3/5	2/5

◎寄附金税額控除

●対象となる寄附

- 地方公共団体(都道府県・市区町村)への寄附(特例控除対象分)～ふるさと納税～
- 鳥取県共同募金会及び日本赤十字社鳥取県支部、都道府県市区町村(特例控除対象以外)への寄附
- 鳥取県及び米子市が条例で指定した寄附

●控除額

(寄附金の合計額^{※1}-2,000円) × 市民税 6%
 ※1 総所得金額等の30%を限度とします。 × 県民税 4%

また、(1)の地方公共団体への寄附(ふるさと納税)については次の控除が加算されます。(市民税 3/5、県民税 2/5)

(寄附金の合計額-2,000円) × 下記の割合

市民税県民税の所得割の2割が限度です。

○課税総所得金額-人的控除額の差の合計額≥0の場合

課税総所得金額-人的控除額の差の合計額	割合
～ 1,950,000円	84.895%
1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.79%
3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.58%
6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517%
9,000,001円 ～ 18,000,000円	56.307%
18,000,001円 ～ 40,000,000円	49.16%
40,000,001円 ～	44.055%

○課税総所得金額-人的控除額の差の合計額<0の場合^{※2}

割合 ⇨ 90%

※2 課税山林所得金額、課税退職所得金額等がある場合割合が異なります。詳しくは市民税課市民税担当までお問い合わせください。

- 控除を受けるためには、確定申告、市民税・県民税申告、またはふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける必要があります。
- ※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う市民税・県民税から申告特例控除額を上乗せして減額という形で控除が行われます。

均等割額・森林環境税及び税率

◎均等割額

市民税	3,000円
県民税	1,500円※

◎森林環境税

国 税	1,000円
-----	--------

※県民税均等割額は豊かな森づくり協働税500円を含みます。

※平成26年度から市民税・県民税で各500円ずつ加算していた復興特別税は令和5年度で終了します。令和6年度からは新たに森林環境税が課税されます。

◎所得割の税率

区 分		市民税	県民税	
総合課税	分	6%	4%	
短期譲渡	一般の短期譲渡	5.4%	3.6%	
	国・地方公共団体等への譲渡	3%	2%	
長期譲渡	一般の譲渡	3%	2%	
	特定優良住宅地等の譲渡	2,000万円以下	2.4%	1.6%
		2,000万円超	3%	2%
	軽課	居住用財産の譲渡	6,000万円以下 6,000万円超	2.4% 3%
一般株式等の譲渡		3%	2%	
上場株式等の譲渡		3%	2%	
上場株式等の配当等		3%	2%	
先物取引		3%	2%	
肉用牛の売却による事業所得		0.9%	0.6%	

お問い合わせ先

米子市 市民税課 市民税担当

〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地
 TEL(0859)23-5114 FAX(0859)23-5397